

# 電磁誘導式乗用カート利用約款

北神戸ゴルフ場

## 第1条(本約款の目的)

本約款は、当ゴルフ場の乗用カート(以下「カート」と称す)の利用に関する基準を定め、施設利用者及び従業員の安全、ならびに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

## 第2条(本約款の遵守)

カートの発進と停止操作(リモコン及びカート本体にある発進ボタン・停止ボタンの操作)を行う者(以下「操作者」と称す)及び当該カートの同乗者(以下「同乗者」と称し、操作者及び同乗者を総称して「利用者」と称す)は、カートの利用に関し、本約款を遵守する義務を負います。

## 第3条(運転等の制限)

- (1) カートはやむを得ない事情がある場合を除き、歩経路及びカート道以外は、利用運行できません。
- (2) カートはやむを得ない事情によりカートを所定のカート用道路以外の場所で走行させる必要がある場合には、直ちに係員に連絡してください。カートの移動は係員において行います。

## 第4条(安全操作義務)

- (1) 操作者は、当該カートの操作を確実に操作して、周囲の状況に応じ他の人身に対する危害、あるいは施設に対する損傷を及ぼさないようにしてください。
- (2) 酩酊、その他の事由により、正常な判断が困難な方は操作者となることができません。

## 第5条(操作上の注意)

操作者は、カートの操作に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 操作開始の際の注意事項
  - イ) 利用者は、リモコン・発進ボタン・停止ボタン以外の走行装置には触れないでください。
  - ロ) カートは人や物に反応しないので、発進は必ず前後の安全と他の利用者が着座したことを確認の上で行ってください。
- (2) 走行の際の注意事項
  - イ) 走行方法等の表示(信号機、自動停止点、カーブミラー等)があるときは、これに従って操作してください。
  - ロ) カートは人や物に反応しないので、カートの位置の前後の安全確認をし操作してください。
  - ハ) カート用道路や管理用道路の交差する場所は十分注意してください。
- (3) 停止等の注意事項
  - イ) カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には停止させないでください。
  - ロ) カートを停止させるときに、フロントバンパーを蹴って停止させることは絶対にしないでください。

## 第6条(同乗者の注意事項)

操作者以外のカート利用者は次の事項を遵守してください。

- (1) カート走行中は、必ずシートに座り、アシストグリップまたはアームグリップに握り、手足及び用具類ははみ出さないよう留意してください。
- (2) カートの前後に立ったり、走行中のカートの前後を歩いたり、直前を横切ったりしないでください。
- (3) 停止中のカートの後ろに立つときは、後続のカートに注意してください。
- (4) 打球事故防止の為、カートは打者より前に進めないでください。又、フロントシールドの開閉には十分ご注意ください。

## 第7条(利用の中止等)

カートの利用者には次の事由がある場合には、当該利用者につき操作を禁止、カート利用を中止、あるいは施設利用を中止していただくことがあります。

- (1) 操作者に操作技術がないことが判明したとき。
- (2) カート利用者にはこの約款あるいはその他の規定に反する行為があったとき。

## 第8条(貴重品及び携帯品等の責任)

ゴルフ用品を含む携帯品の管理は自己責任になります。破損・紛失・盗難等が発生した場合、当ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。

## 第9条(事故の場合の連絡)

プレー中の事故またはカート事故が発生した場合、もしくはカートが故障した場合、直ちにプレーを中止し、無線もしくは携帯電話にてマスター室にその旨を連絡してください。

## 第10条(事故の場合の責任等)

カート利用者の責に帰する事故等による人的・物的損害について、一切損害賠償の責任を負いません。

## 第11条(リモコンの紛失)

カートリモコンを万が一紛失された場合は、補償金として34,540円をご負担していただきます。

以上